

第29回青森県食の安全・安心対策本部会議 議事録

日時：令和2年7月28日（火）13:30～15:00

場所：ラ・プラス青い森 2階「メープル」

1 開会あいさつ（坂田農林水産部長）

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、第29回青森県食の安全・安心対策本部会議に御出席いただき誠にありがとうございます。日頃から「攻めの農林水産業」の推進をはじめ、県政の推進に御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

また、昨今問題となっている新型コロナウイルス感染防止対策では、公衆衛生のみならず、生産・流通・消費者関係団体から学校教育関係に至るまで、第2波への警戒も含め、各分野におかれましては、大変なご苦勞をされていることと存じます。政府専門家会議で提案されている「新たな生活様式」では、国民ひとりひとりが、日常生活を営む上での生活様式や働き方の新たなスタイルを実践していくことが家族や友人、隣人の命を守ることに繋がるとしており、県でも対処方針を示しているところです。関係団体、機関におかれましては、引き続き、感染防止対策への御協力をお願いいたします。

さて、食の安全・安心対策につきましては、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」において、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」や「消費生活と『食』の安全・安心確保」を重要な施策の一つとして位置付けているほか、「攻めの農林水産業推進基本方針」においても施策の柱の一つに掲げ、県を挙げて取り組んでいるところです。

本会議は、食の安全・安心の確保対策を関係者一体となり推進するため、関係機関の皆様方から御意見等をいただき、随時、施策に活かしていくこととしているもので、特に本日は、新型コロナウイルス感染防止対策について、これまで体験したことのない事項が多く発生しており、様々な課題が見られていることから、意見交換に時間を割き、皆様に意見を賜りたいと考えております。

本日は、昨年度の取組実績と、令和2年度の取組方針について報告、説明させていただくほか、食品衛生法の改正により事業者の対応が必要となるHACCPや営業許可の制度の見直しなどについて、情報提供することとしています。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜り、今後の対策の推進に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

2 新委員の紹介

- ・特定非営利活動法人青森県消費者協会 沼田桃子 委員
- ・青森県生活協同組合連合会 能登谷紀子 委員
- ・青森県地域婦人団体連合会 種市恭子 委員（代理出席：外崎れい子 副会長）

- ・青森県農業協同組合中央会 小山主税 委員
- ・株式会社ユニバース 福田哲也 委員
- ・青森県料理飲食業生活衛生同業組合 山本智 委員

3 議長の選出

青森県食の安全・安心対策本部設置要綱第5条第3項の規程に基づき、委員の互選により、北里大学獣医学部教授 上野俊治 委員が議長に選出された。

【上野議長あいさつ】

北里大学の上野と申します。どうぞよろしく申し上げます。第29回青森県食の安全・安心対策本部会議ということで、この会議は19年続いており、その間、食の安全・安心に関する様々な提言をしてきました。現在、新型コロナウイルス感染症対策では、医療機関はもちろん、行政の皆さんや我々も非常に大きな負担を強いられています。こういう中であって、食に携わる者としても、健康リスクを小さくしておくことは非常に重要なことで、本日は皆様から忌憚のない御意見をいただき、今後の食の安全・安心の推進に寄与していきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

4 議事

(1) 青森県食の安全・安心対策総合指針に基づく令和元年度取組実績及び令和2年度取組方針について（資料1）

（上野議長）

それでは、事務局から説明をお願いします。

（食の安全・安心推進課 長内課長）

食の安全・安心推進課の長内と申します。資料1について簡潔に説明させていただきます。

資料の1ページ目をお願いします。総合指針は、県民ひとりひとりが食の安全・安心を確保していくために、生産者や食品関係事業者、消費者団体、行政などが連携、協力して取り組んでいく内容を示したもので、6つの基本方針ごとに目標を設定しております。資料1では、昨年度の取組実績と目標に対する進捗状況、課題、今年度の取組方針を整理いたしましたので、ご説明いたします。

2ページ目をお願いします。基本方針の1では、認証GAPの取得、エコファーマーの認定、環境にやさしい農業の取組を目標に掲げております。

まず、認証GAP取得産地数です。

昨年度、農業者、普及指導員、JA営農指導員や農業高校の先生を対象に、研修会などを開催しました。併せて、認証GAP取得への支援として、農業法人や農業高校でのGAPの取得に必要な費用などを支援し、6者が認証を取得いたしました。これらの取組により、認証GAPの取得産地数は、目標を上回る33産地となりました。

一方で、課題としましては、これまで活用してきた国交付金では、農業法人の認証取得経費が支援の対象外となってしまったことや、いったん認証を取得したものの、認証継続にあたって一定の費用負担が必要となることを理由に、更新しないとといったケースも徐々に増えつつあります。

令和2年度は、昨年度に引き続き、農業者のニーズやレベルに応じたGAP指導を行うとともに、JAと連携した生産部会を対象とした指導、国の交付金を活用した農業高校への支援を行うこととしています。

二つ目は、エコファーマーの認定者数です。

昨年度、農業者への研修会を開催したほか、販売対策としまして、エコ農産物販売協力店の設置を行いながら、エコファーマー認定への啓発に取り組んだものの、認定期間の5年を経過しても、再度認定を受ける農業者が少なかったことが影響し、認定者数は前年より1,200人ほど減少しております。

なお、グラフにもあるとおり、全国的にも同様の傾向が見られております。

課題としては、再認定にあたっては、これまでの取組に加え、新たな技術に更に取り組むことが認定の要件とされていることから、永続的に認定を受け続けることが困難な制度であることが挙げられます。

令和2年度は、新規の取組者の掘り起こしに加えて、よりレベルの高い、例えば県特別栽培認証などへの誘導を図る必要があると考えており、引き続き、啓発や支援に取り組んで参ります。

4 ページ目をお願いします。環境にやさしい農業の取組となります。

国は都道府県の有機農業取組面積を1年遅れで公表するため、直近の実績値は平成30年のものとなります。

県では、研修会の開催や、実需者とのマッチングなど、販路開拓の支援を実施し、環境にやさしい農業の取組面積は、前年から111ha増加しました。

今後の課題としては、今年度から環境保全型農業交付金が、単価の変更や、国際水準の有機農業が求められる等、大幅な制度変更が行われることです。

令和2年度は、環境にやさしい農業の実践者を育成するため、新規就農者を対象とした「エコ農業チャレンジ塾」を開催するほか、第2期目となる環境保全型農業交付金について、一層の周知を図り、支援に取り組みます。

5 ページ目をお願いします。基本方針の2では、食品関係事業者向け講習会の開催、食中毒の発生件数及び患者数、A-HACCPの普及とハサップ導入支援の3つを目標に掲げています。

まず一つ目は、食品衛生に関する事業者向け講習会です。

事業者向け講習会は、開催回数、参加人数とも、前年度から大きく増加しました。

なお、委員の皆様が所属する団体や機関からご報告いただきました、講習会等の取組については、別途、参考資料4にとりまとめておりますので、そちらも後ほどご覧にな

って参考として頂きたいと思います。

令和2年度も引き続き、食品事故の発生や、食品衛生に関する法令や規範の違反が起こらないよう、事業者の自主的な衛生管理意識の向上に向け働きかけを行って参ります。

6 ページ目をお願いします。食中毒の発生件数と患者数です。

昨年も、大量調理する食品取扱施設への重点指導を行いました。食中毒が4件発生し、患者数は62名となりました。

課題としましては、食中毒発生件数は全国的に下げ止まりの傾向にあるものの、今後、高齢者の割合が増え、リスクがより高まっていく可能性が問題視されています。

令和2年度は、大量調理施設に対する重点指導のほか、近年発生が多いノロウイルスやカンピロバクター等の食中毒予防への啓発活動の強化、また、食品衛生法の改正により制度化された、全ての食品事業者に求められるHACCPに沿った衛生管理を、きめ細かに指導し、助言を行って参ります。

7 ページ目をお願いします。HACCPについてです。

食品衛生法の改正で、今年6月1日から、原則、全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が制度化され、1年間の経過措置後、来年6月1日から本格施行される所です。

県では、昨年度も、食品等事業者に対する普及啓発に取り組み、その結果、A-HACCP認証施設数、HACCP導入施設数、いずれも目標を前倒しで達成した所です。

一方、今後の課題としては、HACCPの裾野は広がっているものの、中小規模の食品事業者等では、人材不足や、HACCPへの理解不足など、普及が十分と言えない点が挙げられます。

令和2年度は、来年6月1日の本格施行に向け、特に中小規模の食品事業者が円滑に取り組めるよう、A-HACCP等の活用や、人材育成などによるHACCPへの取組を支援していきます。

8 ページ目をお願いします。基本方針の3では、食品の安全・安心に関する消費者向け研修会と、学校給食での県産食材の利用割合を目標に掲げています。

一つ目は、食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催についてです。

昨年は、開催回数、参加人数とも前年より増加しましたが、取組を実施する組織や団体の割合は、前年度より20ポイント減少しました。

こちらについても、参考資料4に実績を取りまとめておりますので、後ほど参考としてください。

令和2年度も、引き続き、消費者自身が、食品の安全に関する正しい知識を習得し、自らが食品の安全対策に高い意識を持ち、実践するよう、講習会やイベント、公開講座等を通じて、正しい知識の普及に努めていきます。

二つ目は、学校給食における県産食材の利用割合についてです。

県では、県産食材利用率の向上に向けた検討会議や、学校栄養士を対象とした現地講座等を開催しており、平成30年度の学校給食での県産食材利用割合は66.6%となりました。

課題は、栄養バランスや予算、調理時間など多くの制約がある学校給食で、県産食材の利用率向上に向けた関係者の理解促進が挙げられます。

令和2年度は、利用率が低い食品群の供給拡大に向けた検討会議や、学校栄養士等を対象とした研修会等に引き続き取り組んで参ります。

10ページ目をお願いします。基本方針の4では、食品表示ウォッチャーによる監視における不適正店舗率を目標に掲げています。

県では、毎年、一般消費者から「青森県食品表示ウォッチャー」を募集しており、昨年は100名でモニター調査を実施しました。

ウォッチャーの活動で報告された不適正店舗に対しては、県職員が個別指導を行っております。

食品表示の不適正店舗割合は減少傾向にありますが、中には、食品表示制度の認識が十分とはいえない事業者も依然としている状況にあります。

令和2年度も、引き続きウォッチャーによるモニターを実施するとともに、表示を行う事業者向け研修会等を通じ、きめ細かに指導し、不適正店舗率0%を目指していきたいと思います。

資料の12ページ目をお願いします。基本方針の5では、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数を目標に掲げています。

昨年度も、鳥インフルエンザ等の発生に備えて、情報連絡会議や防疫演習などを実施したところです。

また、マニュアルを見直し、豚熱等の発生時にも対応できるよう、マニュアルの1本化と、県職員の動員方針の見直しを行いました。

課題としては、国内では、未だに豚熱の発生が収束していないことから、万が一の事態に備え、迅速な防疫作業の訓練が必要です。

令和2年度は、引き続き、鳥インフルエンザや口蹄疫等の発生に備え、防疫演習などに努めるほか、協定締結団体と連携した演習を実施して参ります。

13ページ目をお願いします。基本方針の6では、食の安全・安心に関する県民意識を目標に掲げています。

昨年も、県生活協同組合連合会様、消費者協会様のご協力を頂きながら、県民意識調査を実施しております。

調査結果では、食の安全・安心に関する基礎知識を持つ県民の割合が94%で、前年から3ポイント増加し、県産品に対する信頼度は78%で前年度より4ポイント減少しております。

課題として、不安に感じていることでは、食中毒や汚染物質など、直接的な健康被害への危険性に関する内容が最も多かったことなどから、これまで以上の正しい知識の習

得や情報発信の必要性が挙げられます。

令和2年度は、引き続き、消費者の食の不安を取り除き、安心感を提供するため、イベントなどの場を活用しながら、正しい知識の向上に取り組むほか、消費者から信頼される安全・安心な農産物の情報発信など、県民の信頼向上と、県産品の消費拡大に努めていきます。

資料1の説明は以上です。

(上野議長)

ありがとうございました。本日は時間の都合上、ただいま事務局から説明のあった資料1や参考資料については、事前に委員の皆様へ送付していますので、質問や意見のある場合は事務局へ報告していただいております。それに従って議事を進めることとします。

資料1の別紙をご覧ください。

最初に、エコファーマー認定者数について、青森県生活協同組合連合会の能登谷委員から質問と意見が出ております。能登谷委員から、この内容について改めてご発言をお願いします。

(青森県生活協同組合連合会 能登谷委員)

平成14年から徐々に認定者が増えているものの、平成21年をピークに減少しています。消費者としては、エコファーマーの認証マークがついた商品を買うということは、多少価格が高くても「安全・安心」として購入している、という方も多いと思います。生産者が手をかけ、化学肥料などを減らして生産するというはとても大変だということも解るので、購入する人と生産する人のバランスが取れていれば、大きく減少しないのではないかと思います。

また、5年間で続けたエコファーマーを辞めていくということですが、その間のノウハウについては再認定を取らなくても継続されているものか、定期的に普及指導員が回って確認しているものなのか、と感じました。認証マークがついた安全・安心な農産物を食べたいし、こういう取組を続けていただきたいというのが消費者の願いでもあります。エコファーマーの減少は全国的傾向だから青森県も同じと見るのではなく、もう少し踏み込んで、5年間続けてきたエコファーマーの取組を継続して頂きたいし、消費者としても、そういう取組に理解を示し、応援していける消費者でありたいなと感じたところです。やはり、食べるということは非常に大事なことです。是非対策をお願いしたいところです。

(食の安全・安心推進課 長内課長)

能登谷委員の御指摘のとおりで、県では5年間の計画を認証してエコファーマーとして認定していますが、再認定を受ける時には、実施状況を報告することになっているものの、再認定を受けない人については実施状況の報告義務は生じないため、それまでの取組を継続しているかどうか、把握できていない状況になっております。

エコ農業に取り組む生産者を増やしたいという思いは県も同じですので、新たに農業

に取り組む方を対象に「エコ農業チャレンジ塾」などを通し、環境にやさしい農業の取組の裾野を広げる取組や、エコファーマーで培った技術を生かし、県の特別栽培認証など、レベルアップした取組への誘導するなど進めて参ります。

(能登谷委員)

是非、改善できるところについては、対策をお願いします。

(上野議長)

続いて、稲わらの焼却と、食品衛生に関する事業者向け講習会の開催の2点について、青森県畜産農業協同組合連合会の山内委員から質問が出されております。山内委員から、この内容についてご発言をお願いします。

(青森県畜産農業協同組合連合会 山内委員)

稲わらの焼却面積は、平成30年度の589haから30haしか減少していないようですが、稲わらはまだまだ活用できると思います。

昨日、五所川原市でこれに関する会議があったということを当会の職員から聞き、資料も拝見しましたが、この稲わらのマニュアルは非常によくできていると思います。

ただ、肝心なのは流通であり、収集、輸送の問題です。稲わらロールは重さがあるので、畜産農家に「持って行け」というのでは難しい。流通が大きな課題ではないかと思うところです。

畜産が盛んな県南地方から、畜産の専門農協や総合農協とも連携をとり、希望者にわらが行き渡るようにしないといけないと思います。折角良いマニュアルを作り、いいものを作るのにわらが焼却されないようにしないといけない。国の政策でも労働対策があるように、かなりの労働希望者がいるわけですが、そうした中であっても、稲わらは足りなくなります。津軽のわらがあるということは、収入にも繋がるし、銘柄牛を生産していく中でも、県産のわらの活用を進める対策の強化をお願いしたいと考えます。

(食の安全・安心推進課 長内課長)

まず、マッチングの状況と今後の対策についてお答えします。

県ではマッチングリストを作成し、平成28年度から稲わらの流通促進に取り組んでいるところですが、令和元年度のマッチングリスト掲載者は販売希望者が8名、買取希望者が4名で、成立数量は4,191トンとなり、前年度から1,191トン増加しています。今後は、稲わらの有効利用に向け、肥育に欠かせない粗飼料として、委員からお話のあったマニュアルを活用しながら、津軽地域における新規の稲わら収集業者の確保・育成に取り組みたいと考えております。

また、今年度は県南の稲わら需要についての聞き取り調査を実施し、潜在的な需要量を確認したいと考えています。

また、山内委員から御指摘のありました通り、昨日、会議がございましたが、やはり、運搬がネックとなっているということで、秋はりんごやコメなどの輸送もある時期ですから、それに稲わらも運ぶということでは、我々も課題として認識しており、その点も

併せて考えていきます。

稲わらの焼却防止につきましては、今年度、焼却が多い地域を重点指導地区として設定し、県と市町村が連携しながら、個別指導や普及啓発を実施して参ります。

（青森県畜産農業協同組合連合会 山内委員）

昨日の稲わら流通促進会議のメンバーは、津軽地域の生産者、つまり売り手側が中心となっているようで、畜産側からは七戸町の1者のみです。是非、畜産専門農協なども入っていただき、それぞれの希望なども踏まえながら進めていただきたいところですが、いかがでしょうか。

（食の安全・安心推進課 長内課長）

畜産農家は県南地方に多く、使っている稲わらも県産や県外産と、様々使っているようですので、実態調査を行う場合は、連合会さんや畜産農協の御意見を伺いながら進めていきたいと考えています。流通促進会議についても、必要に応じて委員として招集できることになっていきますので、畜産側からも必要に応じて呼んで会議を行っていきたいと思います。

（青森県畜産農業協同組合連合会 山内委員）

以前、連合会に稲わらを一時的にストックしておき、希望者に配る方法をとったことがあり、結構スムーズに運んだことがあります。稲わらは利用価値が高いものですので、是非進めていただきたいと思います。

<次の質問>

世界中、新型コロナウイルスで大変な状況ですが、食品衛生に関する事業者向け講習会の開催についても、感染症対策をきちんとやっていかないと心配と思われまます。我々も東京や九州などとはテレビ会議などで行っていますが、どのように対応していくのかお伺いします。

（食の安全・安心推進課 長内課長）

現時点では、事業者や関係団体の協力を得ながら、三密にならないような対策を講じた上で講習会等を開催したいと考えています。また、講師への派遣要請については、リモートで説明を頂いたり、また、食品表示ウォッチャーについては、新規募集ではなく、昨年以前の方に委嘱するなど、工夫して進めていきたいと考えています。

（上野議長）

続いて、学校給食での地元食材の活用促進についてと、食の安全・安心に関する県民意識調査の2点について、東北女子短期大学の北山委員から意見・質問が出されておりますので、北山委員から、改めてご発言をお願いします。

（東北女子短期大学 北山委員）

県全体で学校給食に地元食材を活用していく取組については、本当に一生懸命されて

おりますが、ここ数年は60%台という状況です。いろいろ制約もあり、また、青森県では冬は野菜の収穫が難しいこと、また、収穫できたとしても暖房費などでコスト高になってしまうなど、様々な課題があると思います。

資料には「検討会」とありますが、様々な関係者を集めた「意見交換会」として開催してはどうでしょうかとご提案させて頂きました。先ほど再度確認し、今日の資料中に提案通りの取組状況が記載されていますので、それについては承知いたしました。

やはり、地元食材の利用を多くするためには加工品が大事と思いますが、子供達にどのような加工品が給食で出されているか、といった情報が少ないと感じております。県産品の給食利用はもちろんのこと、一般消費者にもPRすれば、「みんなで食べて貢献しよう」という意識も高まるのではないかと思います、提案させて頂きました。

(総合販売戦略課 地産地消グループ 越後総括主幹)

県としましても、さまざま制約ある中で学校給食への県産品の利用率を高めていくためには、関係者の方々の理解促進が重要と考えています。名称は検討会ということになっていますが、検討会では使用量が多いものの県産利用率が低い品目の中から、それらに関係する地域の生産者や加工関係者、流通、献立を作成する栄養教諭などを参集し、どうすれば県産品を使っていただけか、加工品の開発も含めた検討会を開催し、利用率向上に向けた取り組みを進めているところです。

(東北女子短期大学 北山委員)

県産品への信頼度が前年度より4%減少していますが、かたや目標値が95%と非常に高い訳です。%を上げていくためには、もう少し踏み込んだ取組が必要ではないでしょうか。

(食の安全・安心推進課 長内課長)

委員ご指摘の通り、アンケートの取り方を工夫して、もっと具体的な内容を把握していけるようにしたいと考えています。目標値の95%にはまだほど遠い状況の中にあることから、さまざまな機会をとらえ、理解促進にも努めて参ります。

(2) 意見交換 ～「食の安全・安心」と新型コロナウイルス対策について～

(上野議長)

それでは、ここからは意見交換を行いたいと思います。

現在、コロナ禍の状況下においては、新たな生活様式や、働き方の新たなスタイルの取り入れが叫ばれているところですが、本日、参考資料1として、県の新型コロナウイルス対策関連予算のうち、食に関する主なものが提供されています。意見交換に先立ち、これに関して、県から簡単にご説明いただけますか。

（食の安全・安心推進課 長内課長）

参考資料1は、新型コロナウイルス感染症対策での食関係の予算を整理したものです。特に、コロナの影響により需要が減退している農林水産物の販売促進に向けた対策が主で、県内の消費拡大を促すPRキャンペーンのほか、国の補正予算も活用した、県産牛肉やホタテなどの需要喚起、新たな輸出先国に対応するための事業者の施設整備への補助などの予算を計上しています。

現在、牛肉やホタテなど、畜産物や水産物の価格低下があるほか、県内の外食産業を対象に行ったアンケートでは、飲食店の8割で収入が半分以下となったなど、非常に厳しい状況にあると認識しています。

県では、県内経済の好循環を早期に取り戻すためには、感染拡大防止対策による日常生活の安心はもちろんのこと、切れ目のない経済対策による、事業継続に向けた取組や支援が何よりも重要であると考えています。

特に、生産現場での安定生産・供給、地域内での消費促進、県産食材の学校給食への提供などによる生産者等への支援や、県内や国内の収束状況に応じた量販店・飲食店等におけるフェアなど効果的な販売促進活動、市町村や関係団体とも連携した需要喚起の取組を、本日お集まりの皆様とも協力・連携して進めていくこととしています。

（上野議長）

ありがとうございました。コロナ対策に関しては、どの業界でも非常にご苦労されていることと思います。それぞれ、特に取り組んでおられることや、課題や問題が多くなかなか進めることが困難なこと、また、ただいま説明があった関連予算について、食ということに拘り、御意見がございましたらご発言をお願いします。いかがでしょうか。

それでは最初は私から。いま国民は手洗いや消毒など非常に気をつけています。食中毒の中でコントロールが難しいとされるノロウイルスは、ヒトヒト感染が多いと言われておりますが、2月以降、例年のノロウイルス患者数とどれくらい違うのかを調べてみたところ、例年は半年間で5～6千人の患者数であるものの、今年は2千人まで達していないようです。これが単にお店に行っていないから発生が少ないのか、また、現在の手洗いが徹底されている状況で発生が抑えられているからなのかは解りませんが、インフルエンザの発生も今年は少なかったということも聞いています。もしかすると「新しい生活様式」が、これまでなかなかコントロールができなかったノロウイルスによる食中毒の発生の予防にも繋がっている可能性があるのではないかと見ているところです。

今はまだ、県内での新型コロナウイルスの患者の発生は限られていますので、あまり「食」に関連したことは感じていないかもしれませんが、全国的にここまで患者数が増えてくると、いずれはどこの県でも同じことが起こるのだらうと思いますが、いかがでしょうか。

（青森市保健所 野村委員）

今回の新型コロナウイルスの感染に関しては、基本的に、青森県については市中感染を起こしている状況ではないと考えており、やはり都会から旅行による持ち込み型がほ

とんどと考えられます。

また、上野議長も仰る通りで、今年はノロウイルスもインフルエンザも少なく、早めに収束しました。これも皆さんがマスクをしたり、手洗い・うがいなど、昔から言われていた対策の効果が再度確認されたことだと思います。また、学校の休校などもありましたが、新しい生活様式の良い面でもあったと思います。一方で、交流が少なくなり、産業の問題もありますが、市中感染の防御という点では、今後さらに一步踏み込んだ対策をすべきと考えます。今は第1波、1.5波くらいかと思われませんが、これから秋から冬にかけて、2波、3波になった場合、また違う考え方、やり方が必要になると思います。

(青森県薬剤師会食と水の検査センター 川村委員)

現在、コロナウイルスの感染者が増えている訳ですが、患者という観点よりも、感染者が非常に多くなっているということだと思います。重症率が低く、死者数も少ないという点では、「知らぬ間に罹っている」ということだと思います。

「食の安全・安心」ということについては、農水省のHPでは「食品からコロナ感染した事例報告はありません」という内容が連日掲載されています。県民の食に対する不安を払拭するためには、正しい知識を、色んな機会を通じて「青森県産は安全・安心」という限った話をするのではなく、食を経由した感染経路というものはコロナウイルスについては対象外なんだということを訴えていくべきだと思います。GoToキャンペーンもそうですが、経済対策として、経済を支えながら、コロナ禍が早く去ってくれということをお願いながら、早めにやったほうがいいと思います。

無症状の感染者が非常に多い状況下では、風評被害によって消費が抑制されることを非常に懸念しております。現状、知らぬ間に罹ってしまい、若い世代に非常に感染が多くなっていますが、インフルエンザと同様、食からの感染はないということを啓発していくべきと考えます。

(上野議長)

資料には小中学校の学校給食に対する食材提供の事業もありますが、これについて、漁業協同組合連合会の熊木委員からご発言をお願いします。

(青森県漁業協同組合連合会 熊木委員)

今回、県の補助事業を使い、学校給食へホタテを出していますが、やはり、今のコロナ関係で需給バランスが崩れています。加工・流通関係ではモノが流れない、ロットが少ないという状況で、また、輸出も制限があるため、非常に先行きが見えない状況にあります。価格が上がらない中では、少しでもこういう形で学校給食に利用され、価格にも反映されれば、生産者としても非常に助かるところです。ただ、もっと多くやっけていけないといけないとも考えています。

コロナの影響で巣籠もりや、中食など買いに行かない中において、ネット取り寄せの送料無料化などに取り組んでいます。経済的に落ち込んでいる部分を補っていきたいと考えています。

県の事業については、もっとアピールし、使えるところがきちんと使えるよう、「知ら

なかった」という人もあると思いますので、積極的に活用できるような仕組みを作っていただければと思います。

（青森県畜産農業協同組合連合会 山内委員）

関連予算の中で、全額国庫補助が3つ、牛肉、ホタテ、シャモロックがありますが、これで効果があるようであれば、是非、県単での対策としてもお願いしたいところです。コロナに直接関連しなくても、県産品愛用や学校給食に繋がっていくと思います。特に牛肉については、県内430校くらいで一人あたり100gずつ3回と聞いております。やはり小さな頃から県産品を口にするというのは、長い目で見ても必ずいい結果が出てくると思います。牛肉に限らず、他の県産品でも今後のことを考え、是非やっていただければと思います。

（上野議長）

学校給食のお話が出ましたが、学校給食会の相馬委員、いかがでしょうか。

（青森県学校給食会 相馬委員）

県産品の利用に当たっては、関係機関とも色々な検討会が開かれていますが、栄養教諭や栄養士も県産品を使うことの意義や、子供達に県産品の良さを教えることの重要性は十分承知しており、精一杯やってはいるものの、やはり単価が高くなり、なかなか進まない状況にあるのは残念と思うところです。

私たちも県産品を使った冷凍食品の開発に取り組んでいますが、どうしても単価が高くなるため、年1回のイベントなどで使うのが精一杯の状況です。大きい1個のハンバーグのような冷凍食品を開発するのは難しいため、たくさん獲れるながいもやごぼうなど、食材の開発を進めているところです。本当は1個のもので子供達にアピールしたいのですが、安い給食費でやれる精一杯の取組として、少しでも県産品を、具材からの開発を進めています。少しでも県産品の利用率を上げる努力を進めたいと考えております。

（上野議長）

ありがとうございました。その他ご発言ございますか。

（青森県獣医師会 小山田委員）

獣医師会では平成15年から国の指定検査機関になり、15～6年前は4000万羽だった検査羽数が毎年3%ずつ増加し、現在は6400万羽となっています。当初、コロナ禍においては消費が減るだろうと予想していましたが、逆に、豚肉と鶏肉の消費は増えております。残念ながら、インバウンドの関係で高値の牛肉はなかなか口に入らなくなったという背景もありますが、青森県の場合、八戸にグレーンターミナルがあり、輸送の関係で経費が安くなるため、太平洋側にブロイラーがたくさんあるわけです。新聞にも載っていましたが、まだまだ需要は増えることが見込まれており、青森県産は全国の生産の10%強を生産していくという意気込みです。牛肉も頑張れ、豚肉も頑張れ、食鳥肉も頑張るというところです。

(上野議長)

ありがとうございます。今、生産現場からのお話が出ましたが、消費者に食品を届けるというお立場から、ユニバースさんからご発言いただけませんか。

((株)ユニバース 福田委員)

私どもがコロナ関係での「食の安全・安心」で注意していることとしては、まずは従業員の健康を守るということを重視しています。体調管理と毎日の手洗いから始まり、従業員同士でも食事をする際は対面で座らないなど、365日、食を提供する身においては、従業員の健康管理を重視しております。

お客様に関する対応では、コロナの影響を受け、お総菜やパンなど、お客様の手が触れるかもしれないということについては、パック詰めや袋詰めなどをしております。本来はトレーなどの削減が課題にありますが、現状のコロナ禍では、食の安全・安心というものを犠牲にすることはできないとして、相反することにはなりますが、感染者も増えているため、これについては慎重に進めています。

(上野議長)

ありがとうございました。そのほか御意見ございますか。

この場で話すのが適切かどうか解りませんが、先ほど青森市保健所の野村委員からもありましたが、現在、青森県でのコロナ感染については外から持ってくる状況にあるということが紹介されましたが、うちの大学はほとんどの学生が県外から来ているため、3月から学生の動きでは非常に苦労しているところです。やはり、住民の皆さんから見ると脅威に感じることもあるようで、苦情なども多くありました。我々も大学から感染者が出ないよう、クラスターが発生しないよう、十分対策をとっているつもりではいますが、学生全員がきちんと言うことを聞くということもなく、非常に苦労していますが、是非、青森県民の皆様にも、外から来た人間をちょっと暖かく迎えて頂ければと思います。我々も十分気をつけておりますので、その辺の御理解をいただければということで、ちょっと余計な話でした。

それでは、委員の皆様からは色々な意見を頂きましたが、コロナウイルスに関してはまだ完全な治療法もなく、難しい部分も多いため、また情報収集を続け、それぞれの業界において適切な対応をとっていただければと思います。

(意見交換終了)

(3) 情報提供 食品衛生法の改正について (資料2)

(上野議長)

それでは情報提供に移らせていただきます。食品衛生法の改正について、保健衛生課から説明をお願いします。

【説明】健康福祉部 保健衛生課 食品衛生グループ 西村主幹

【質疑応答】なし

【概要】

① HACCPに沿った衛生管理の制度化の全体像について

○全ての食品等事業者（学校や病院等の営業ではない集団給食施設も対象）は衛生管理計画を作成し、計画に基づき衛生管理を行うもの。取組方法は、事業者の規模、事業内容に応じて2つに分類

・HACCPに基づく衛生管理

→ 大規模事業者、と畜場、食鳥処理場。CODEXのHACCP 7原則に基づいた管理。

・HACCPの考えた方を取り入れた衛生管理

→ 小規模な事業者等。各業界団体が手引き書が作成されており、それを参考に簡略化されたアプローチから始める。

○公衆衛生に与える影響が少ない営業は、衛生管理計画の作成、実施状況の記録・保存の必要はない。また、農業及び水産業における食品の採取業は従前通り、制度化の対象外。

○小規模な事業者等の範囲は資料の4ページ参照。食品を製造・加工・貯蔵・販売・処理する営業であっても、食品等の取扱に従事する者が50人未満の事業場は小規模事業者等に該当する。→多くの事業者がこれに該当すると思われる。

○業界団体が作成した手引き書は、7月7日現在、85業種から出され、厚労省HPで公表されている。

○小規模事業者が実施すること

①手引書の解説を読み、ポイントを理解する。

②雛形を利用し、計画書を作ってみる

③計画書の内容に従業員に周知する。

④計画に基づいた衛生管理実施状況を記録する。

⑤決められた期間、記録を保存する。

⑥記録を定期的に振り返り、必要に応じて計画や手順書を見直す。

なお、手引書で示されている計画の内容（雛形）は、ごく普段から当たり前にやられている内容が中心となっている。

② 営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設について

○現在の許可業種は34の製造業、販売業、飲食業であったが、昭和47年以降見直しされておらず、実態にあっていなかった。改正により、許可業種を32に再編し、要許可業種、要届出業種、届出対象外の3つに分けられた。

○新たに許可が必要な業種は、漬物製造業、水産製品製造業（練もの以外も対象）液

卵製造業、食品の小分け業の4業種。

- 許可から届出に移行するものでは、乳類販売業、氷雪販売業、冷蔵または冷蔵業。許可不要の業種でも、保健所への届出が必要。(要件(施設基準)はなく、更新も不要)
- 今年6月1日に施行され、完全施行は来年の6月1日となる。主な経過措置は、
 - ①既に許可を取っている人は、現在の許可の満了までは新規許可は不要。
 - ②新たに許可業種に指定される業種は、3年間、経過措置あり(～R6.5.31)

5 閉会あいさつ(坂田農林水産部長)

現在、新型コロナウイルスの影響で、食を取り巻く状況は非常に困難なものとなっています。先ほど川村委員からもありましたが、食品が原因で蔓延しているということは報告されていないものの、県が牛肉、ホタテ、シャモロックなどに対して支援しているのは、やはり一番影響を受けているのが外食産業、観光業、そしてインバウンドが来なくなったことによる高級路線のものが大きく影響を受けているということでもあります。

今後、第2波、3波と来た際には、他の農林水産物にも影響が大きくなり、生産現場が疲弊することで、安全・安心な農産物の生産ができなくなり、また、歯車が狂うことで他産業にも大きく影響してくると思えます。

県としても、監視の目、指導、関係団体との連携を取りながら対応していくこととして、本日の貴重な御意見のほか、今後も御意見・御要望等ございましたら、事務局へ連絡を頂き、引き続き連携、協力しながら対応して参ります。

以上